

# 発行登録追補目論見書

平成16年7月

関西国際空港株式会社

## 発行登録追補目論見書

本書は発行登録追補書類を証券取引法第27条の30の2に規定する電子用開示情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年7月21日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷した発行登録追補目論見書であります。

関西国際空港株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	16-近畿 1-1	
【提出書類】	発行登録追補書類	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成16年7月21日	
【会社名】	関西国際空港株式会社	
【英訳名】	KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村山 敦	
【本店の所在の場所】	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地	
【電話番号】	0724 (55) 2123	
【事務連絡者氏名】	財務部長 大友 剛	
【最寄りの連絡場所】	同上	
【電話番号】	同上	
【事務連絡者氏名】	同上	
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債	
【今回の募集金額】	第2回社債（一般担保付）(5年債)	11,998,800,000円
	第3回社債（一般担保付）(10年債)	17,989,200,000円
	計	29,988,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成16年7月5日
効力発生日	平成16年7月13日
有効期限	平成17年7月12日
発行登録番号	16-近畿 1
発行予定額(円)	40,000百万円

【これまでの募集実績】

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
—	—	—	—	—
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし (なし)

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 40,000百万円  
(40,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。  
【統覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 目 次

頁

## 【表紙】

第一部	【証券情報】	1
第1	【募集要項】	1
1	【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	1
2	【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	2
3	【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	3
4	【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	5
5	【新規発行による手取金の使途】	5
第2	【売出要項】	5
第3	【その他の記載事項】	5
第二部	【参照情報】	5
第1	【参照書類】	5
1	【有価証券報告書及びその添付書類】	5
第2	【参照書類の補完情報】	5
第3	【参照書類を縦覧に供している場所】	5
第三部	【保証会社等の情報】	6
・「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	7	
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	8	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	関西国際空港株式会社第2回社債（一般担保付）												
記名・無記名の別	無記名式												
券面総額又は振替社債の総額（円）	金12,000,000,000円												
各社債の金額（円）	1,000万円及び1億円の2種												
発行価額の総額（円）	金11,998,800,000円												
発行価格（円）	額面100円につき金99円99銭												
利率（%）	年1.10%												
利払日	毎年1月25日及び7月25日												
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1)本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成17年1月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。ただし、平成21年1月25日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>(2)発行日の翌日から平成17年1月25日までの利息を計算するとき、平成21年7月25日の翌日から償還期日までの利息を計算するとき及び半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4)償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）第10項「元利金支払場所」に記載の通り。</p>												
償還期限	平成21年8月5日												
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円。</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1)本社債の元金は、平成21年8月5日にその全額を償還する。</p> <p>(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3)本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（注）第10項「元利金支払場所」に記載の通り。</p>												
募集の方法	一般募集												
申込証拠金（円）	額面100円につき金99円99銭 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。												
申込期間	平成16年7月21日												
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店												
払込期日	平成16年8月5日												
振替機関・登録機関	(登録機関) 株式会社三井住友銀行 東京都中央区日本橋小伝馬町13番6号												
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、関西国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。												
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）												
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。												
取得格付	<table border="1"> <tr> <td>1 取得格付</td> <td>A+（シングルAプラス）</td> </tr> <tr> <td>2 指定格付機関名</td> <td>株式会社格付投資情報センター</td> </tr> <tr> <td>3 格付取得日</td> <td>平成16年7月21日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1 取得格付</td> <td>AA-（ダブルAマイナス）</td> </tr> <tr> <td>2 指定格付機関名</td> <td>株式会社日本格付研究所</td> </tr> <tr> <td>3 格付取得日</td> <td>平成16年7月21日</td> </tr> </table>	1 取得格付	A+（シングルAプラス）	2 指定格付機関名	株式会社格付投資情報センター	3 格付取得日	平成16年7月21日	1 取得格付	AA-（ダブルAマイナス）	2 指定格付機関名	株式会社日本格付研究所	3 格付取得日	平成16年7月21日
1 取得格付	A+（シングルAプラス）												
2 指定格付機関名	株式会社格付投資情報センター												
3 格付取得日	平成16年7月21日												
1 取得格付	AA-（ダブルAマイナス）												
2 指定格付機関名	株式会社日本格付研究所												
3 格付取得日	平成16年7月21日												

(注) 1. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

(1)当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

(2)当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。

(3)当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。

- (4)当会社が破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5)当会社が破産宣告、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は会社整理開始若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6)当会社が関西国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理会社が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。
2. 期限の利益喪失の公告  
前項の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理会社はその旨を本欄第6項(2)の定める方法により公告する。
3. 社債券の喪失  
(1)本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当会社に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定證本を添えて請求した場合は、当会社は、代り社債券をその者に交付することができる。
- (2)本社債の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定證本を添えて請求した場合は、支払期日の到来したものに対してはその利息を支払う。
- (3)本社債の社債券を毀損又は汚損した場合は、その社債券と引換えに代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。
4. 代り社債券の交付の費用  
当会社は、代り社債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本社債の登録を抹消して社債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。
5. 欠缺利札の取扱  
(1)償還のために提出される本社債の社債券で、その償還の日以降に支払期日の到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。
- (2)前号の利札の所持人は、本欄第10項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。
6. 公告の方法  
(1)当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であつて、社債管理会社が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2)本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 本社債の発行要項の変更  
(1)当会社は、社債管理会社と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2)前号に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を公告する。ただし、当会社と社債管理会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
8. 社債権者集会  
(1)本社債の社債権者集会は、当会社又は社債管理会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2)本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3)本社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、その保有する本社債の社債券（又は登録内容証明書）並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理会社に提出したうえ、社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 社債管理会社への事業概況等の通知・報告義務  
(1)当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理会社に提出し、その決算、利益金処分及び新株の発行については、社債管理会社にこれを通知する。
- (2)社債管理会社は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
10. 元利金支払場所
- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 株式会社三井住友銀行       | 東京営業部及び大阪本店営業部 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行  | 本店             |
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 本店及び大阪支店       |
| 大和証券株式会社         | 本店及び大阪支店       |
| 野村證券株式会社         | 本店及び大阪支店       |
| みずほ証券株式会社        | 本店             |
| UFJつばさ証券株式会社     | 本店             |
| しんきん証券株式会社       | 本店             |

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	5,400百万円	1. 引受人は、本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合に
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,400百万円	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁	400百万円	

UF Jつばさ証券株式会社	目5番1号 東京都千代田区大手町一丁目1番3号	400百万円	は、その残額を引受け る。 2. 本社債の引受手数 料は額面100円につき金 22銭5厘とする。
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目1番1号	400百万円	
計		12,000百万円	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理会社の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	本社債の管理委託手数料については、 社債管理会社に額面100円につき金1銭 を支払うこととしている。
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	関西国際空港株式会社第3回社債（一般担保付）		
記名・無記名の別	無記名式		
券面総額又は振替社債の総額（円）	金18,000,000,000円		
各社債の金額（円）	1,000万円及び1億円の2種		
発行価額の総額（円）	金17,989,200,000円		
発行価格（円）	額面100円につき金99円94銭		
利率（%）	年2.13%		
利払日	毎年1月25日及び7月25日		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限            (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成17年1月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。ただし、平成26年1月25日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。            (2) 発行日の翌日から平成17年1月25日までの利息を計算するとき、平成26年7月25日の翌日から償還期日までの利息を計算するとき及び半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。            (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。            (4) 債還期日後は、利息をつけない。            2. 利息の支払場所            別記（注）第10項「元利金支払場所」に記載の通り。</p>		
償還期限	平成26年8月5日		
償還の方法	<p>1. 債還金額            額面100円につき金100円。            2. 債還の方法及び期限            (1) 本社債の元金は、平成26年8月5日にその全額を償還する。            (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。            (3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。            3. 債還元金の支払場所            別記（注）第10項「元利金支払場所」に記載の通り。</p>		
募集の方法	一般募集		
申込証拠金（円）	額面100円につき金99円94銭 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。		
申込期間	平成16年7月21日		
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店		
払込期日	平成16年8月5日		
振替機関・登録機関	<p>(登録機関)            株式会社三井住友銀行            東京都中央区日本橋小伝馬町13番6号</p>		
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、関西国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。		
取得格付	1 取得格付 A+（シングルAプラス） 2 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター 3 格付取得日 平成16年7月21日 1 取得格付 AA-（ダブルAマイナス）		

(注) 1. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1)当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2)当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3)当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4)当会社が破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5)当会社が破産宣告、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は会社整理開始若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6)当会社が関西国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理会社が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

2. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理会社はその旨を本欄第6項(2)の定める方法により公告する。

3. 社債券の喪失

- (1)本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当会社に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、当会社は、代り社債券をその者に交付することができる。
- (2)本社債の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日の到来したものに対してはその利息を支払う。
- (3)本社債の社債券を毀損又は汚損した場合は、その社債券と引換えに代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。

4. 代り社債券の交付の費用

当会社は、代り社債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本社債の登録を抹消して社債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。

5. 欠缺利札の取扱

- (1)償還のために提出される本社債の社債券で、その償還の日以降に支払期日の到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。
- (2)前号の利札の所持人は、本欄第10項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。

6. 公告の方法

- (1)当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であつて、社債管理会社が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2)本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 本社債の発行要項の変更

- (1)当会社は、社債管理会社と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2)前号に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を公告する。ただし、当会社と社債管理会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

8. 社債権者集会

- (1)本社債の社債権者集会は、当会社又は社債管理会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2)本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3)本社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、その保有する本社債の社債券（又は登録内容証明書）並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理会社に提出したうえ、社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 社債管理会社への事業概況等の通知・報告義務

- (1)当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理会社に提出し、その決算、利益金処分及び新株の発行については、社債管理会社にこれを通知する。
- (2)社債管理会社は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

10. 元利金支払場所

株式会社三井住友銀行	東京営業部及び大阪本店営業部
株式会社みずほコーポレート銀行	本店
大和証券エスエムビーシー株式会社	本店及び大阪支店
大和証券株式会社	本店及び大阪支店
モルガン・スタンレー証券会社	東京支店
みずほ証券株式会社	本店
UFJつばさ証券株式会社	本店
しんきん証券株式会社	本店

#### 4 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

##### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	8,100百万円	1. 引受人は、本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
モルガン・スタンレー証券会社東京支店	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	8,100百万円	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	600百万円	
UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	600百万円	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目1番1号	600百万円	
計		18,000百万円	

##### (2) 【社債管理の委託】

社債管理会社の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	本社債の管理委託手数料については、社債管理会社に額面100円につき金1銭2厘を支払うこととしている。
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
29,988,000,000円	150,000,000円	29,838,000,000円

(注) 上記払込金額の総額は第2回社債（一般担保付）及び第3回社債（一般担保付）の合計額であります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記手取概算額29,838,000,000円は、社債償還資金29,400,000,000円及び建設資金438,000,000円に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日） 平成16年6月25日近畿財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「財政状態及び経営成績の分析」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

関西国際空港株式会社 本店  
(大阪府泉佐野市泉州空港北1番地)

### 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 関西国際空港株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 村山 敦

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに關し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている（これらの格付が公表されている場合に限る。）。
  - (1) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称  
関西国際空港株式会社第1回社債（一般担保付）  
格付 A+  
(格付を付与し、公表している格付機関名 株式会社格付投資情報センター)
  - (2) 格付が付与されている社債券の名称  
本発行登録により発行される社債券  
格付 AA-  
(格付を付与し、公表している格付機関名 株式会社日本格付研究所)

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1 事業内容の概要

当社及び連結子会社7社においては、空港事業及び鉄道事業を行っております。  
各事業における当社及び連結子会社の位置付け等は次のとおりであります。

#### (空港事業)

当社及び連結子会社は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的としております。

泉州沖約5キロメートルの海上に埋め立てられた総面積500ヘクタールの空港島において、関西国際空港は、長さ3,500mの滑走路1本とこれに対応する諸施設を整備し、24時間運用可能な世界第1級の国際拠点空港を目指して運営を行っております。

その他、空港の運営を図るうえで必要な事業を、当社の連結子会社において行っており、その関連は次のとおりであります。

#### (連結子会社)

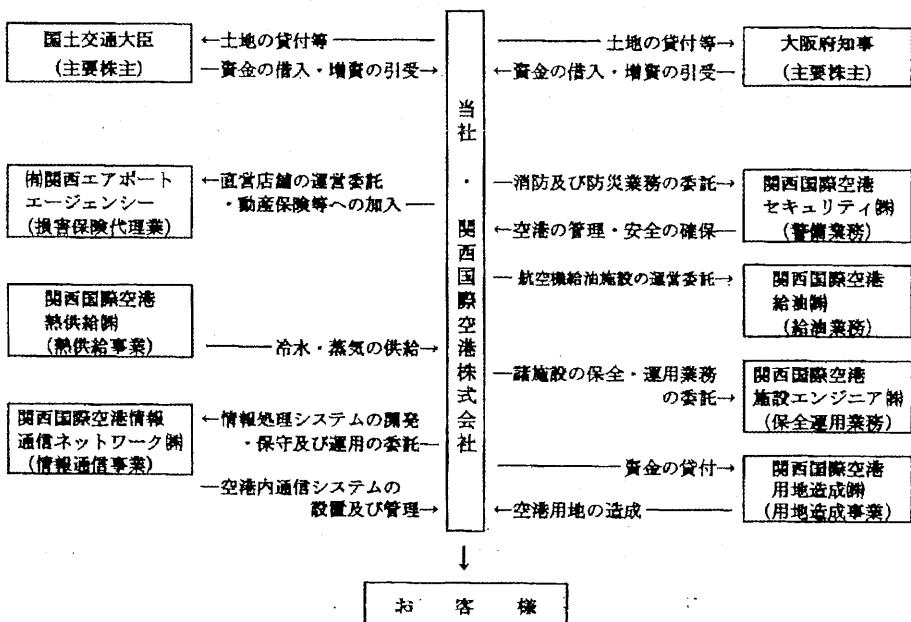
- ①有限会社関西エアポートエージェンシーでは、当社の直営店舗の運営業務、旅行代理店業、損害保険代理業、生命保険の募集等の事業を行っております。
- ②関西国際空港熱供給株式会社では、当空港における熱供給事業並びに冷温水、蒸気の受入及び使用施設の工事、管理及びリース等の事業を行っております。
- ③関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社では、当空港内の通信サービスを総合的に提供するとともに、当社の情報処理システムの運用・管理等の事業を行っております。
- ④関西国際空港セキュリティ株式会社では、当空港内の消防、防災業務及びその他の管理・安全確保に係る業務を行っております。
- ⑤関西国際空港給油株式会社では、当空港における航空機に対する給油業務及び当社の管理する航空機給油施設の運営等の事業を行っております。
- ⑥関西国際空港施設エンジニア株式会社では、当空港における諸施設の保全・運用等の事業を行っております。
- ⑦関西国際空港用地造成株式会社では、当空港2期事業における空港用地の造成事業を行っております。

#### (鉄道事業)

当社は、鉄道事業法に基づく第三種鉄道事業免許（鉄道線路を第一種鉄道事業を經營する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を經營する者に専ら使用させる事業をいう）を取得の上、西日本旅客鉄道株式会社・南海電気鉄道株式会社と連携協力し、安全・確実・快適に旅客輸送が出来るよう鉄道施設の保持・管理等に努め、航空旅客・空港従業員等にとって重要な空港アクセスとしての役割を担っております。

以上に述べた事業の系統図は、次のとおりであります。

#### (空港事業・鉄道事業)



## 2 主要な経営指標等の推移

### (1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
売上高（百万円）	119,371	122,097	113,499	107,488	96,319
経常損失（百万円）(△)	△23,686	△15,305	△16,668	△15,047	△6,365
当期純損失（百万円）(△)	△23,878	△15,532	△16,853	△16,527	△6,040
純資産額（百万円）	387,087	415,804	433,901	444,373	473,733
総資産額（百万円）	1,633,335	1,723,001	1,806,443	1,903,749	1,962,292
1株当たり純資産額（円）	35,331.06	35,115.70	34,601.40	33,973.54	34,358.41
1株当たり当期純損失金額（円）(△)	△2,358.09	△1,388.48	△1,394.24	△1,297.93	△452.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
自己資本比率（%）	23.70	24.13	24.02	23.34	24.14
自己資本利益率（%）	△6.41	△3.87	△3.97	△3.76	△1.32
株価収益率（倍）	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	13,797	21,503	15,286	18,997	24,190
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△97,182	△133,519	△163,937	△147,148	△85,184
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	101,758	88,778	102,226	127,498	65,943
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	117,876	94,643	48,222	47,570	52,522
従業員数（人） (外、平均臨時雇用者数)	1,477 (100)	1,443 (73)	1,353 (50)	1,285 (76)	1,234 (80)

- (注) 1. 平成15年3月期から、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号) 及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号) を適用しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、非上場かつ非登録であることから記載しておりません。
4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
5. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## (2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
売上高（百万円）	116,490	119,383	111,149	105,371	94,580
経常損失（百万円）(△)	△23,723	△15,691	△16,973	△15,539	△6,245
当期純損失（百万円）(△)	△23,866	△15,785	△17,194	△16,728	△8,098
資本金（百万円）	547,800	592,050	627,000	654,000	689,400
発行済株式総数（株）	10,956,000	11,841,000	12,540,000	13,080,000	13,788,000
純資産額（百万円）	390,640	419,104	436,860	447,131	474,432
総資産額（百万円）	1,531,367	1,598,844	1,617,399	1,642,506	1,750,433
1株当たり純資産額（円）	35,655.42	35,394.39	34,837.32	34,184.34	34,409.08
1株当たり配当額（円） (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額（円）(△)	△2,356.86	△1,411.16	△1,422.49	△1,313.73	△607.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
自己資本比率（%）	25.51	26.21	27.01	27.22	27.10
自己資本利益率（%）	△6.34	△3.90	△4.02	△3.78	△1.76
株価収益率（倍）	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
配当性向（%）	—	—	—	—	—
従業員数（人） (外、平均臨時雇用者数)	508 (67)	519 (25)	488 (26)	457 (23)	435 (24)

(注) 1. 平成15年3月期から、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号) 及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号) を適用しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、非上場かつ非登録であることから記載しておりません。

4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

5. 従業員数は、就業人員数を表示しております。